えりも町 長寿命化修繕計画

平成 26 年 3 月 (平成 29 年 12 月 様式 1-1 改訂) えりも町 建設水道課

1. 長寿命化修繕計画策定の背景・目的

1) 背景

えりも町が管理・策定する道路橋は、現在44橋(鋼橋5橋、コンクリート橋39橋) あり、このうち建設後50年を経過する高齢化橋梁は見られない現状である。

しかしながら、20年後には、高齢化橋梁の割合が全体の約60%を占め、急速に増大 していく。

今後は、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りの コスト縮減への取り組みが不可欠である。

100% 100% 120 50 86% 44 44 38 100 40 59% 80 26 ¥ 30 粮 60 23% ďП **煙** 20 40 10 10 20 0% 0 0 2013年 2023年 2033年 2043年 2053年 2063年 年次(西暦)

えりも町における建設後50年以上の橋梁数の推移(全44橋)

図-1 えりも町における建設後50年以上の橋梁数の推移

2) 目的

今後の目的としては、高齢化する橋梁の増大に対し、地域の道路網の安全性、信頼性を確保 しつつ、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化に よるコスト縮減を図る。

また、橋梁点検及び長寿命化修繕計画の方針、修繕優先順位決定の考え方等を体系的に整理し、計画的管理を導入することで、必要予算の平準化を図り、将来の大きな財政的負担を緩和させる。

2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

		1級町道	2級町道	その他町道	合 計
全管理橋梁数		15	10	19	44
	うち計画策定対象橋梁数		10	19	44
	うち H25 年度計画策定橋梁数	15	10	19	44

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

管理橋梁を対象とした定期点検を『道路橋に関する基礎データ収集要領 (案)』に基づいて行い、各橋梁の損傷状況を把握するとともに、道路機能を阻害する損傷、第三者被害を及ぼす可能性のある損傷を早期に把握する。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施 を行う。

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

基本的な方針は、以下とする。

- ・橋梁のおかれた環境条件等から損傷に対する事前予測や劣化予測を行い、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、トータルコストの縮減を図る。
- ・損傷が発生してから対応する事後保全型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕 を行う予防保全型の管理への転換を図る。
- ・計画的、効率的管理の推進による更新時期の平準化とコスト最小化を図る。
- ・学識経験者等から意見聴取を行い、長寿命化修繕計画をホームページ等で公表する。
- ・詳細点検結果に基づく橋梁の健全把握及び損傷状況に応じて橋梁長寿命化修繕計画を見 直す。

部材の点検健全度と維持管理区分から優先順位付けを行う。

_						
	点	検	維持管理区分			
l	健全度		АВ		С	
	5	良	_		_	
	4	Δ	_	_	_	
	3		⑥予防保全	⑧予防保全	→ ⑨予防保全	
	2	\mathbb{R}^{f}	④事後保全 ━━	●⑤事後保全	→ ⑦事後保全	
ſ	1	悪	①大規模補修・更新一	→②大規模補修・更新—	→③大規模補修・更新	

図-2 部材の点検健全度と維持管理区分から決まる優先順位

- ※ 〇内の数字が優先順位
- ※ 維持管理区分Aの⑥予防保全を維持管理区分Cの⑦事後保全より優先している。

(『市町村版橋梁長寿命化修繕計画策定の手引き(案)』 P. 26 より)

図-3 維持管理区分の判定基準

表 3.1 維持管理区分の判定基準(例)

維持管理 区分	定義	該当する橋梁条件例	
A	<予防維持管理> ・劣化が顕在化した後では、対策が困難なもの。 ・劣化が外へ表れては困るもの。 ・設計耐用期間が長いもの。	 ・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁 → 1 橋 ・緊急輸送路(歩道橋を除く) ・DID 地区(歩道橋を除く) ・橋長 100m 以上(歩道橋を除く) ・主要な市町村道(歩道橋を除く) ・交通量 1,000 台/12h 以上(歩道橋を除く) ・塩害影響地域(歩道橋を除く) → 12 橋 	
В	<事後維持管理> ・劣化が外に表れてからでも対策が可能なもの。 ・劣化が表へ表れても機能に影響しないもの。	・維持管理区分A以外で橋長 15m 以上	
С	<観察維持管理> ・使用できるだけ使用すればよいもの。 ・第三者影響度に関する安全性を確保すればよいもの。	・維持管理区分A以外で橋長 15m 未満 ・第三者被害を及ぼす可能性のない歩道橋	

(0054_無名橋

~国道上の跨道橋)

(『市町村版橋梁長寿命化修繕計画策定の手引き(案)』 P. 26 より)

前頁の図-3 および BMS により算出した優先順位(初期算出結果)を参考に、えりも町における管理橋梁に対する維持管理区分は以下のように考える。

えりも町 維持管理区分の決定根拠

維持管理区分	定義、条件等	対象橋梁(全 44 橋)	
Δ	条件1:上表判定基準を準用	全 23 橋	
A	条件2:市町村道1級		
В	条件1:上表判定基準を準用	全 11 橋	
Б	条件2:市町村道2級		
C	条件1:上表判定基準を準用	全 10 橋	
C	条件2:市町村道その他	土 10 個	

[※]維持管理区分は各種条件をいずれも満足するよう決定する。

図-4 部材単位の健全度評価

点検例	建全度	損傷程度の評価区分**		
R		5段階評価	2段階評価	
5	良	a	無	
4	1	b	-	
3		С	-	
2	\prod	d	有	
1	悪	e	-	

※『道路橋に関する基礎データ収集要領(案)』 ~ 国土技術政策総合研究所

5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

【 様式1-2 】による。

6. 長寿命化修繕計画による効果



7. 計画策定担当部署及び意見聴取した学識経験者等の専門的な知識を有する者

1) 計画策定担当部署

北海道 えりも町 建設水道課

TEL: 01466-2-2111

2) 意見を聴取した学識経験者等の専門的な知識を有する者

北海学園大学 工学部 社会環境工学科

教授 杉本 博之

国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所寒地構造チーム

上席研究員 西 弘明